

研究ノート

アメリカ刑事判例研究(28)

小早川義則

Roberts v. Louisiana, 428 U. S. 325 (1976年)
 ——第1級謀殺罪での絶対的死刑判決は第8修正および第14修正に違反する

【事実の概要】 I 1973年8月18日早朝、Richard G. Lowe (A) は彼が働いていたルイジアナ州Lake Charlesのガソリン・スタンド (gas station) で死んでいるのが発見された。彼は頭部を4発撃たれていた。4人の男——本件申立人Roberts (X)、Cormier (Y)、Walls (Z)、およびArceneaux (W) ——が同謀殺に関与 (complicity) したとして逮捕された。Xはその後“Aへの武装強盗に参画中 (while engaged) に殺害または重大な身体への危害を加えるという特定の故意でAを殺害することによってルイジアナ州制定法……に違反して第1級謀殺罪を犯した”という大陪審の告発 (grand jury on a present-

ment) によって起訴された。

申立人 (X) の公判でY、Z、およびWは検察側証人として証言した、彼らの証言によると、8月17日の深夜直前にXは、ZおよびYと“ガソリン・スタンドにいるあの老人 (A) から金を奪う (ripping off)”こと、そして8月18日早朝にWとXが職探しの口実でガソリン・スタンドに出かけることについて話し合った。Aが彼らに提供できる仕事はないと告げた後で彼らは秘かにガソリン・スタンドの事務所に入り、そしてWが机の引出しからピストルを取り出した (removed)。Xはピストルを手に入れることを強く主張した。Aが事務所に戻ってきたとき、XとWは彼 (A) を攻撃し、それから彼を裏の小さな部屋に引きずっていった。その直後に1台の車が到着した。Wは事務室の外に出てガソリン・スタンドの店員である振りをして、その客におよそ3ドル分のガソリンを売った。まだ外にいる間にWは、事務所の中で4発の銃声を耳にした。彼が事務所の中に戻ると、XはおらずAが血まみれで床に倒れていた。Wはいくつかの空の金袋 (money bags) を奪って逃走した。

陪審はXを起訴どおり有罪と認めた。公判裁判官は、州法に従って彼に死刑判決を言い渡した。ルイジアナ州最高裁はこの判決を維持した。これに対し、合衆国最高裁は、本件において死刑を科すことは合衆国憲法第8修正および第14修正に違反するかを検討するために上告受理の申し立てを容れ、5対4で原判決を破棄した。(at 327-328.)

なお、死刑は第8修正の禁止する残虐で異常な刑罰であるとするブレナン、マーシャル両裁判官がスチュアート、パウエル、およびスティヴンズ裁判官の相対的多数意見 (plurality) に同調したため原判決破棄の結論は5対4であるが、以下の判示はスティヴンズ裁判官が言い渡した。

【判示】 原判決破棄。 II ルイジアナ州議会は1973年に、1972年の【1】ファーマン判決 (Furman v. Georgia, 408 U.S. 238) に応じて謀殺および死刑に関する州の制定法を修正し

た。これらの修正以前にはルイジアナ州法は“謀殺 (murder)” の犯罪について、殺害又は身体への重大な危害 (harm) を加えるという特定の故意 (intent) を有する犯罪者による、又はたとえ殺害の故意を有していないとしても、若干の重罪の遂行ないし遂行未遂 (attempted per-tration) に参画した犯罪者による人の殺害であると定義していた。陪審は次の4つの評決、すなわち、有罪、死刑なしの有罪、故殺 (manslaughter) での有罪、又は無罪の評決のどれかを自由に下すことができた。

1973年の修正で州議会は、この裁量的な制定法 (discretionary statute) を新たに定義された第1級謀殺罪で被告人の有罪を陪審が認定するときには常に死刑が科せられるとする完全に絶対的なそれ (a wholly mandatory one) に変更した。申立人がその下で起訴され、有罪とされ、判決を言い渡された改正制定法は一部、犯罪者が殺害の故意又は身体への重大な危害を加えるという故意を有し、かつ加重誘拐、加重強姦、又は加重強盗の遂行中に又は遂行の未遂時に参画中にした人の殺害は第1級謀殺罪であると規定している。第1級謀殺罪の事案での4つのそれぞれに応じた評決 (four responsive verdicts) は、有罪、第2級謀殺罪での有罪、故殺での有罪、および無罪である。陪審は、証拠によって提示されたか被告人によって要求されたかを問わず、これらの評決のすべてについて説示されなければならない。

従前の制定法の下では陪審は、陪審が被告人を謀殺罪で有罪と認定したいいかなる事案においても、それが死刑を科すことを要求する有罪の評決であるか又はその刑罰が終身の懲役刑 (at hard labor) である死刑を科さない有罪の評決であるかを問わず、無制限の選択権 (unfettered choice) を有していた。新しい制定法の下では陪審は、殺害時に2つの要件が存在したか否かだけを判断することが求められる、すなわち、殺害の故意又は重大な身体への危害を加える特別な故意があり、かつ犯罪者が武装強盗に参画したのであれば、その犯罪は第1級謀殺罪であり、その絶対的刑罰は死刑である。これらの要件の

1つだけが存在するのであれば、その絶対的な刑罰は終身の懲役刑である。陪審がその評決に加えることができる条件ないし勧告 (qualification or recommendation) —— 評決が第1級謀殺罪である場合には死一等の減刑 (mercy) のような勧告——は、何の効力も有しない。

Ⅲ 申立人は、いかなる状況下においても死刑を科すのは第8修正および第14修正に違反する残虐で異常な刑罰であると主張する。われわれは、この主張を本日【2】グレッグ判決 (Gregg v. Georgia, 428 U. S. 153) において述べた理由で退ける。

Ⅳ ルイジアナ州は、ノース・カロライナ州と同様、死刑 (を科せられる) 事案 (capital cases) において裁量的な陪審量刑を絶対的な死刑判決に置き換えることによってファーマン判決に対応した。現在のルイジアナ州法の下では、第1級の謀殺罪、加重強姦、加重誘拐、又は反逆罪で有罪と認定されたものはすべて自動的に死刑を言い渡される。

第1級謀殺罪の事案を規制するルイジアナ州の制定法とノース・カロライナ州の制定法の間には2つの大きな相違がある。第1、ノース・カロライナ州での第1級謀殺罪の犯罪は故意による計画的殺人 (any willful, deliberate, and premeditated homicide) および重罪謀殺 (felony murder) を含む。他方、ルイジアナ州は第1級謀殺罪を5類型の殺人——若干の重罪の遂行に結びついた殺人、任務遂行中の消防士または警察官 (peace officer) の殺害、報酬目当ての殺人 (killing for remuneration)、2人以上の人に危害を加える意図による殺人、殺人の前科があるか現在終身刑を受けている者による殺人——に限定する。第2、ルイジアナ州はそれぞれに応じた独特な評決制度を採用している、すなわち、その制度の下では第1級謀殺罪のすべての事案において陪審は、第1級謀殺罪、第2級謀殺罪、および故殺に関して説示されなければならない、そして有罪、第2級謀殺罪での有罪、故殺での有罪、および無罪の各評決を下さなければ

ならない。これとは対照的に、より軽い犯罪に含まれている犯罪に関するノース・カロライナ州の説示 (instructions on lesser included offenses) には公判で提出された証拠の中に (それを裏付ける) 根拠 (a basis) がなければならない。

ルイジアナ州がノース・カロライナ州とは異なったやや狭い第1級謀殺罪の定義を採用したということに支配的な憲法上の意味はない (not of controlling constitutional significance)。絶対的な死刑制定法の歴史は、死刑殺人の範囲を限定しても、それは絶対的な死刑制定法の過酷さと硬直性に対する対応として不十分であるという確固とした社会の見解を示している。大多数の法域は、まず最初に、死刑殺人の定義を限定することによって有罪とされたすべての殺人者に自動的に死刑を科すというコモン・ロー・ルールを受け入れられない過酷さに対応した。これらの法域はいずれも、そのようなアプローチでは不十分であることを認めた後で絶対的死刑に対する裁量的量刑に変更したのである。**【3】** ウッドソン判決 (Woodson v. North Carolina, 428 U. S. 280, at 290—292.

死刑犯罪の範囲を限定することによって絶対的な死刑制定法の問題点を解決しようとした試みが徒勞である (futility) のは、“特定の犯罪者の過去の生活や習慣を考慮せずに同じ法的類型にあるすべての犯罪に同一の刑罰を要求する”という考えに対するわれわれの社会の拒絶反応 (rejection) に由来する。**【1】** ファーマン判決で反対を述べた裁判官たちが指摘したように、19世紀の絶対的な死刑制度からの離脱の動きは“個々人の責任は必ずしも犯された犯罪の類型によって測られない”という認識に由来する。408 U. S., at 402 (ブラックマン、パウエル、レンキスト裁判官によって同調されたバーガ首席裁判官の反対意見)。

絶対的な死刑制定法の憲法上の欠陥——特定の犯罪状況および犯罪者の性格と性癖 (propensities) への焦点の欠如——は、第1級謀殺罪を種々の類型の殺人に限定するルイジアナ州法によって解決されない。特定の重罪犯罪を遂行中の殺人という単一の類型に入る事案で提

示される状況の多様性は、そのような犯罪に関与した犯罪者の多様性ととも、ルイジアナ州制定法およびそれと類似のノース・カロライナ州制定法の過酷さを明確に示して (underscores) いる。ルイジアナ州法におけるそれ以外のより限定された第1級謀殺罪の類型であっても、特定の犯罪の状況により又は個々の犯罪者の属性 (attributes) により提示された減輕要素 (mitigating factors) を検討する有意義な機会を提供していない。(at 333-334.)

ルイジアナ州の絶対的な死刑制定法は、基準のない陪審裁量は恣意的かつ気紛れに死刑を科すことを防止する手続きによって取り替えられるべきであるというファーマン判決の要求にも応じていない。州 (検察側) は、ルイジアナ州は死刑適用事件において陪審からすべての量刑権限を奪うことによって満足できる十分な手続きを採用したと主張する。州の主張によると、いかなる殺人事件においても死刑なしの有罪評決を下すファーマン判決以前の陪審の権限を削除することによってこのことが達成されたというのである。

しかし、現行のルイジアナ州の制度の下での第1級謀殺事件においてすべての陪審は、第2級謀殺および故殺の犯罪に関して説示される、そして、たとえより軽い犯罪の評決を支持する根拠がかけらもない (not a scintilla of evidence) としても、これらの評決を検討することが許される。そしてより軽い評決が下されると、それはすべてのより重い起訴犯罪の無罪放免 (an acquittal of all greater charges) として取り扱われる。それぞれの評決に応じたこのような手続き (responsive verdict procedure) は、第1級謀殺者を選択する際に陪審を指導する基準が欠如しているだけでなく、死刑は相当でないと陪審が感じるときは常に宣誓を無視してより軽い犯罪への評決の選択を陪審に要請 (invites) するものであるのは明らかである。公判裁判官の説示を無視してこのような要請を進んで受け入れる彼らの意図 (willingness) に死刑を回避する陪審の権限を依拠させる点において気紛れ (capriciousness) の要素がある。ルイジアナ州

の手続きは、陪審の判断を導く（channel）ための指針を提供することも死刑に関する陪審の事実上の量刑判断の恣意的行使をチェックする再吟味も認めていない。【3】 ウッドソン判決 at 302-303を見よ。

ルイジアナ州制定法は、それ故、【3】 ウッドソン判決においてノース・カロライナ州制定法について確認されたのと同じ憲法上の欠陥がある。ノース・カロライナ州におけるように死刑判決を受けるであろう第1級謀殺者を選別する権限を陪審が行使する際に陪審を指導する基準をそれは提供していないし、陪審の判断につき上級審での有意味な再吟味（review）もない。ノース・カロライナ州におけるように第1級謀殺罪での有罪判決に基づいた死刑判決は絶対的である。ルイジアナ州の絶対的な死刑制定法は、130年前に同州議会によって拒絶され、その後この国のすべての法域において立法府および陪審によって拒絶された手続きを採用している。【3】 ウッドソン判決 at 291—296を見よ。“成熟社会の進歩を示す品位の発展的基準”からその意味の多くを引き出す第8修正は、*Trop v. Dulles*, 356 U. S. 86, 101 (1958), このように徹底的に信用されなかった（discredited）実務の再導入を容赦（tolerate）できない。

したがって、われわれは、ルイジアナ州の絶対的な死刑制定法の下で申立人に科せられた死刑判決は第8修正および第14修正に違反していると認め、そしてそれは破棄されなければならないと判示する。

〈ブレナン裁判官の同調意見〉

私は、【2】 グレグ判決での私の反対意見で述べた理由でルイジアナ州の死刑制定法の下で科せられた死刑判決は第8修正および第14修正に違反するので破棄されなければならないとする本判決に同調する。

〈マーシャル裁判官の同調意見〉

私は、【2】 グレグ判決での私の反対意見で述べた理由で死刑は第8修正および第14修正によって禁止されているとの意見である。それ故、私は、当裁判所の判決に同調する。

〈バーガ首席裁判官の反対意見〉

私は、【1】 ファーマン判決での私の反対意見で説明した理由で反対する。

【ホワイト裁判官の反対意見】（バーガ首席裁判官、ブラックマン、レンキスト裁判官同調）

1973年以前に有効であったルイジアナ州制定法の下では、刑事殺人（criminal homicide）には3等級（three grades）があった、すなわち、謀殺（murder）、故殺（manslaughter）、および過失殺人（negligent homicide）である。謀殺は死刑によって処罰される、しかし、被告人を謀殺で有罪と認定した陪審には“死刑なしの有罪”の評決を下すことによって死刑を排除する権限があった。【1】 ファーマン判決に従ってルイジアナ州死刑制定法は4等級の刑事殺人が規定された、すなわち、第1級謀殺、第2級謀殺、故殺、および過失殺人に修正された。第1級謀殺罪は、殺害又は重大な身体の危害（great bodily harm）を加える特定の故意を有した犯罪者が加重誘拐、加重強姦、又は加重強盗の遂行中にないし遂行未遂の間に他人の生命を奪う場合を含む一定の状況下での人の殺害として定義された。新しい制定法は“第1級謀殺罪を犯す者は誰であれ死刑によって処罰される”と規定する、そして陪審にはもはや死刑なしの有罪の評決を下す権限がない。1973年以前の事案がそうであったように、第1級謀殺事件での陪審の評決は制定法によっても特定されている。1973年に修正されたように、すべての第1級謀殺罪事件において陪審がそれに関して説示される、これらの“それぞれに対応する評決（responsive verdicts）”は、“有罪、”“第2級謀殺罪での有罪、”“故殺での有罪、”および“無罪”である。

本件での争点は、この制定法の枠組の下で第1級謀殺罪で有罪とされた被告人に死刑を科すことが“残虐で異常な刑罰”を科すことを禁止し、そして第14修正によって州を拘束する、*Robinson v. California*, 370 U.S. 660 (1962)、第8修正と一致するかどうかである。私は、それは一致すると確信するので、当裁判所の判決に反対する。

I ルイジアナ州Lake CharlesのRichard G. Lowe (A) は1973年8月18日、彼が従業員として働いていたTexacoのガソリン・スタンドで死亡しているのが発見された。彼はピストルで頭部を4発撃たれていた、ピストルは現場で発見されなかったが、ガソリン・スタンドのマネージャが現金レジの近くの引出しに保管していたものであることが判明した。その銃は後にバーの所有者から回収されて申立人 (X) にたどりついたため、Xは“殺害または重大な身体の高害を加える特定の意図で”かつ“武装強盗を遂行中に”Aを殺害したと主張する大陪審起訴状 (indictment) において第1級謀殺罪で告発 (charged) された。

公判でArceneaux (W) は検察側証人として、強盗に参加し引出しから銃を取り出した、そしてそれを白人野郎 (white dude) を殺したいのでピストルが欲しいと常々言っていた本件申立人 (X) に渡したと述べた。押さえつけられていた (overpowered) 従業員 (A) はXと一緒にガソリン・スタンドの中にいた、一方、Wは、外に出て従業員であることを装いつつ客に應對していた。Wによると、この間にAが撃たれたという。もう1人の証人Walls (Z) は、強盗への参加は断ったがガソリン・スタンドでXが手に銃を持っているのを偶然見かけたと言証した。強盗への参加の誘いを断った3人目の証人Cormier (Y) によると、8月18日の早朝にXがYの家にやって来た、そして“先ほどガソリン・スタンドにいるあのじいさんを撃った”と話したという。

本件は、州の立証責任等に関する説示の下で陪審の判断に委ねられた、合理的疑いを越えた立証が州に要求される要素について陪審は、第1級謀殺罪と武装強盗の各要素を含めて説明された。制定法に従って公判裁判所は、第1級謀殺罪以外に考えられうる評決についても説明した、すなわち、“法は第1級謀殺罪の公判において陪審は、合理的疑いを越えて被告人 (the accused) は第1級謀殺罪で有罪であることを確信しないが、第2級謀殺罪であることを合理的疑いを越えて確信するのであれば、第2級謀殺

罪で有罪の評決を下すべきであると定めています。”それから第2級謀殺罪および故殺の各要素についても説明された、裁判所は次のように説示した、すなわち

“もし皆さんが被告人 (accused) は第1級謀殺罪で有罪であることを合理的疑いを越えて確信しないが、彼は第2級謀殺罪で有罪であることを皆さんが合理的疑いを越えて確信するのであれば、第2級謀殺罪で被告人を有罪と認定するのが皆さんの義務です。

“もし皆さんが被告人は第1級謀殺罪で有罪ではなく第2級謀殺罪でも有罪ではないが、彼は故殺で有罪であることを合理的疑いを越えて確信すると結論するのであれば、被告人を故殺で有罪と認定するのが皆さんの義務です。

“もし皆さんが被告人は第1級謀殺罪でも第2級謀殺罪や故殺でも有罪でないと結論するのであれば、被告人を無罪と認定するのが皆さんの義務です。

最後に、裁判所は陪審に次のように説示した、すなわち

“以上を要約すると、皆さんは、次の評決のうちのどれか1つの評決をすることができます、すなわち

“1 起訴どおり有罪。

“2 第2級謀殺罪で有罪。

“3 故殺で有罪。

“4 無罪。

“したがって、私は今、1つの評決だけを下すことを皆さんに思い出していただきながら、各評決の正しい形式 (proper form) について説明します。

“もし皆さんが被告人は起訴された犯罪で有罪であることを合理的疑いを越えて確信するのであれば、皆さんの評決の形式は次のとおりです、すなわち ‘われわれ陪審は、被告人を起訴どおり有罪と認めます。’

“もし皆さんが被告人は第1級謀殺罪で有罪であることを合理的疑いを越えて確信しないが、被告人は第2級謀殺罪で有罪であ

ることを合理的疑いを越えて確信するのであれば、皆さんの評決の形式は次のとおりです、すなわち‘われわれ陪審は、被告人を第2級謀殺罪で有罪と認めます。’

“もし皆さんが被告人は第1級謀殺罪で有罪であることを合理的疑いを越えて確信しないが、皆さんが彼（被告人）は第2級謀殺罪で有罪であることを合理的疑いを越えて確信するのであれば、皆さんの判決の形式は次のとおりです、すなわち‘われわれ陪審は、被告人を第2級謀殺罪で有罪と認めます。’

“もし皆さんが被告人は第1級謀殺罪で有罪であることも第2級謀殺罪で有罪であることも合理的疑いを越えて確信しないが、被告人は故殺で有罪であることを合理的疑いを越えて確信するのであれば、皆さんの評決の形式は次のようになります、すなわち‘われわれ陪審は、被告人を故殺で有罪と認めます。’

“もし皆さんが被告人は第1級謀殺罪で有罪であることも第2級謀殺罪又は故殺で有罪であることも確信しないのであれば、皆さんの評決の形式は次のようになります、すなわち‘われわれ陪審は、被告人を無罪と認めます。’

陪審は被告人を第1級謀殺罪で有罪と認定した、そして死刑判決が言い渡された。控訴審でこの有罪判決は維持され、ルイジアナ州最高裁は第8修正を根拠とする死刑に対する申立人の異議申立てを却下した。(at 340-344.)

Ⅱ 申立人(X)は、彼に科せられた死刑に関して2度にわたり攻撃する、すなわち、第1、彼の量刑がそれに従って科せられた制定法は【1】ファーマン判決で問題とされた規定とほとんど異ならないので同判決でのわれわれの判断の非難(strictures)を避けることができない。第2、いかなる状況下のものであれ被告人によって犯された犯罪に対する死刑は残虐で異常な刑罰である、これはファーマン判決で提示され、この問題に言及した6人の裁判官のうち4人によって退けられた主張であるという。私は、いず

れの意見(both submissions)にも同意しない。(at 344-345.)

私は、スチュアート、パウエル、およびステイヴンズ裁判官(以下、相対的多数意見)が結論するように、現行のルイジアナ州の下では、死刑は極めて稀で差別的ないし気紛れに起きている(occur so seldom, discriminatorily, or freakishly)のでファーマン判決において無効と解釈・適用された制定法とほとんど異ならないと結論することはできない。(at 350.)

Ⅲ どのような犯罪に対して科せられたものであれ、死刑は残虐で異常な刑罰であるという申立人の主張にも同意できない。この問題に関する反対の立場は、死刑の歴史と同様、【1】ファーマン判決での各個別意見(separate opinions)によって種々の裁判官によって十分に詳論されている。これらの有能で明快な説明(these able and lucid presentations)はここで繰り返す必要はない。憲法立案者(Framers)によって起草された憲法は明示に死刑の余地を残していることは十分に明らかである。第5修正は、“何人も重ねて生命または身体の危険にさらされず、法の適正手続き(due process of law)なしに生命を奪われない”と規定する。その75年後に(three-quarters of a century later)採用された第14修正は同様にデュー・プロセスなしに“彼の生命”を奪うことを州に禁止した。合衆国が最初に組織されて以降、死刑は大多数の州の刑事司法制度の一部であった。ファーマン判決まで当裁判所の法廷意見は、死刑の問題に正面から取り組むことはなかったとしても一貫してその合憲性を前提(assumed)としていた。Wilkerson v. Utah, 99 U. S. 130 (1879) ; In re Kemmler, 136 U. S. 436 (1890) ; McGautha v. California, 402 U. S. 183 (1971) ; Witherspoon v. Illinois, 391 U. S. 510 (1968)。Trop v. Dulles, 356 U. S. 86, 99 (1958)において、当裁判所の4人のメンバー——ウォーレン首席裁判官、ブラック、ダグラスおよびWhittaker——は、“道徳的根拠(moral grounds)および刑罰目的の達成の観点から(in terms of)の死刑反対の主張がどのようなものであれ、死刑はわが歴史を通じ

て採用されてきたのであり、今なお広汎に受け入れられている時代において、それは憲法上の残虐の概念に違反するということとはできない”ことに同意した。

これがファーマン判決までに公開された意見で第8修正の下で死刑の有効性の問題に言及した当裁判所およびすべての裁判官の一貫した見解だった。ファーマン判決において少なくとも2人の裁判官によって、死刑はこの国の人民の大多数によって受け入れられなくなったとの理由だけで、あるいはそれ以外の理由とも結び付けて、わが国の発展的な道徳的基準 (the evolving moral standards) を反映して解釈され適用されなければならない、第8修正の下で死刑は無効であると結論された。Trop v. Dulles, *supra*, at 111 ; Weems v. United States, 217 U. S. 349, 378 (1910)。この主張は、当時支配的な制定法の枠組の下で死刑が実施されていた方法によって判断されるとき、その当時において正確であったか否かにかかわらずもはやわが国の態度を記述していない (no more descriptive)。ファーマン判決での判断以降、連邦議会および38の州議会は、1つまたはそれ以上の犯罪に対する死刑を再び制定した。これらの州はすべて1つの種類又は他の種類の殺人に対する死刑を認めている。このような深遠な展開 (profound developments) に留意すると、私は、死刑は合衆国における支配的態度 (prevailing attitudes) および道徳的前提 (moral presuppositions) によって拒絶されている又は攻撃者 (offensive) である、又は常に過度に残虐ないし過酷な刑罰である又は死刑が科せられるいかなる犯罪に対しても常に不均衡な刑罰であるということとはできない。死刑を無効とするこれらの理由は最近の出来事によって排除されている、このことを当裁判所は、死刑は少なくとも若干の意図的殺害に対する正当な刑罰として現代のコミュニティにとって受け入れられうることを示しているものとして受け入れなければならない。

連邦議会および35の州議会は、死刑の方が終身の投獄刑よりも刑事司法の目的により役立っている、それ故、それは正当な立法ないし社会

的目的により役立つという見解であることも明らかにしている。本件申立人口バツは、そうであるにもかかわらず (to the contrary) 終身刑の方が矯正ないし更正 (reformation or rehabilitation) の目的に明らかに役立つ、そして死刑の方が終身の拘禁刑より効果的に役立つとする十分な証拠はないと主張する (submits)。無目的に生命を奪い不必要に苦痛を科すことを理由に、それ故、死刑は残虐で異常な刑罰であると主張するのである。

死刑の広汎な再制定法は、終身刑が永遠の断罪 (reprobation) 又は応報の必要を満たすのに相当な刑罰であるという主張に対する回答であるように私には思われる。死刑は受刑者 (a prisoner) がさらなる犯罪を犯す可能性を最終的に排除する、一方、終身刑はそうではないということも十分に明らかと思われる。これは重要な闘いの場 (battle ground) としての一般的抑止の問題を放置 (leaves) している、すなわち、死刑は、終身刑の脅威 (threat) が果たすよりも犯罪の抑止により効果的であるのか？

この問題に関する議論は数世代 (generations) 前に始まり今なお進展している。いずれの側にもその立場を支持する過多な (plethora) 事実および意見がある。なお、死刑の一般的抑止効に関する議論および関連資料は【1】ファーマン判決でのマーシャル裁判官の同調個別意見、Furman, *supra*, at 345-354、の中で網羅的に提示されている。いずれの側も未だ他方を沈黙させるに至っていない。これらの争いの素材をここで詳述する必要はない、その大半は周知のことである。死刑と終身刑との相対的效果 (relative efficacy) は、合理的な人間と合理的な立法者が容易にそれに関する見解を異にする事柄である。このような状況下 (posture) において、死刑は犯罪の抑止により効果的であるという連邦議会および35の州議会の合理的結論の受け入れを拒否するのに裁判所の再吟味 (review) の権限を行使するのは適切ではないし賢明でもないであろう。

生命や人間の価値に対するこのような関心およびそれらを追求する州の真摯な努力は、裁判

所がそれへの介入を最もためらうべき最も重要 (greatest moment) な事柄である。問題は、仮にわれわれが立法者であればわれわれの前に提示されている死刑制定法をわれわれは支持したであろうかそれとも反対したであろうかということではない。本件で議論している問題は、争点である終身拘禁刑の方が刑事司法の目的により役立つという理由でこれらの制定法の施行にわれわれが介入することを第8修正は要求しているかどうかである。私見によれば、このような理由でこれらの有罪判決を逆転することを第8修正は要求していない。(Id. at 355-356.)

Ⅳ 相対的多数意見はルイジアナ州制定法を無効とするさらに2つの理由を挙げるが、いずれの理由も当事者によって提示されていないし、いずれについても私は同意できない。

相対的多数意見は、量刑判断機関が加重事由および減輕事由のすべてまたはその若干に焦点を当てる別個の量刑手続きが欠如しているのでルイジアナ州制定法は違憲であると判示する。われわれは *McGautha v. California*, 402 U.S. 183 (1971) においてこれと同一の争点につき、同一の手続きおよび評決で陪審が死刑を科すのは憲法上許容 (されない) との主張を退けた。罪責と量刑を2つに分けた (bifurcated) 手続きの必要性に関してわれわれは *Spencer v. Texas*, 385 U.S. 554 (1967) において本質的に同一の結論に達した。これらの判例にもかかわらず相対的多数意見は、存在するかもしれない何らかの減輕状況を含めた特定の犯罪の状況とともに量刑判断者が個々の被告人の性格と記録を個別的に検討する手続きを検察側は提供しなければならないと判示する。私は、*McGautha* 判決での当裁判所の結論になお与する。(at 356.)

ルイジアナ州制定法を無効とするために提出された他の理由も弱い (infirm)。絶対的死刑の観念は歴史的にコミュニティによって退けられかつそれは死刑を科すことに関する現代の基準から全く逸脱していることを理由にそれは違憲と判示されなければならないと主張されている。

相対的多数意見は無制限の宣告をしているように見えるけれども、いかなる犯罪に対しても

死刑を絶対的とする制定法を現に無効とするまでには至っていない (stops short of)。相対的多数意見はその無限の知恵 (infinite wisdom) においてもさらなる手続きなしに死刑を絶対的に要求することを州に認めている。少なくとも若干の犯罪に対する絶対的死刑は常にあったし、少なくとも2つの州の立法府は行刑上の目的を達成するためにこのアプローチを採用している。(at 358-359.)

V 私は、第1級謀殺罪に対し死刑を科すルイジアナ州制定法の規定は第8修正の下で違憲ではないと結論する。

〈ブラックマン裁判官の反対意見〉 私は、[1] ファーマン判決での私の反対意見および私が判決に加わった他の反対意見において説明した理由で反対する。

【研究】 1 本判決は、ガソリン・スタンドでの強盗時に従業員が射殺された事件で陪審による有罪認定後にファーマン判決後の新しいルイジアナ州制定法に従って情状を一切考慮することなく死刑判決が言い渡された事案につき、[3] ウッドソン判決¹⁾ において確認されたノース・カロライナ州と同一の憲法上の欠陥があり、130年前の州議会以降すべての法域の立法府および陪審によって退けられた手続きを採用していることを理由に、原判決を破棄差し戻したものである。本判決を理解するには、周知のファーマン、グレッグ両判決にあわせてとりわけウッドソン判決の意義を正確に把握しておく必要がある。

2 合衆国最高裁は1972年の [1] ファーマン判決²⁾ において謀殺罪や強姦罪で有罪とされ州段階で死刑が確定していた3事件を争点類似事件として一括審議し、「これら各事案において死刑を科してこれを執行することは第8修正および第14修正に反する残虐で異常な刑罰に相当する」と判示した。同判決は裁判所による匿名意見 (per curiam opinion) で結論を明示するにとどまったが、9裁判官全員が詳細な各個

別意見を書き、ブレナン、マーシャル両裁判官が最高裁判事として初めて緻密な死刑違憲論を展開したため、わが国でも大いに注目された。もっとも、第8修正違反と断じているのはブレナン、マーシャル両裁判官のみで、ダグラス、ホワイ、スチュアートの3裁判官は、要するに、被告人ファーマンらは「恣意的に選別され」有意味な判断基準が示されないまま死刑を言い渡されたのであるから「雷に打たれた」のと同様に“残虐で異常な刑罰”を科せられたことになるとして同調したにとどまる。

合衆国最高裁は4年後の【2】グレッグ判決³⁾において、ファーマン判決に従って制定法を改正し死刑の判断基準について別途規定を設けたものの謀殺罪については従前と同じく死刑を保持している新しい州制定法の下で死刑判決が確定していた5事件を争点類似事件として一括審議し、グレッグ判決を含む3事件⁴⁾についてはファーマン判決に照らして合憲と判示し、他方、【3】ウッドソン判決と本判決の2事件については違憲と判示した。もっとも、いずれも法廷意見とはならなかったものの、前述のように、スチュアート、パウエル、ステイヴンズの相対的多数意見に死刑自体を違憲とするブレナン、マーシャル両裁判官が結論として同調したため、5対4で原判決が維持または破棄された。

3 ところで、【3】ウッドソン判決は、4人組によるコンビニ店での武装強盗時にレジ係を射殺し客の1人に重傷を負わせたため全員が第1級謀殺罪で起訴されたところファーマン判決に従って改正されたノース・カロライナ州制定法は量刑裁量を一切認めず一律に死刑を科すことになっていたためその規定が適用されて死刑が言い渡された事案につき、死刑判決を言い渡す前に被告人の性格や記録に関連する側面の個別の検討を認めていないとして同法の違憲性を肯定した際に次のように判示した、すなわち、個々の犯罪者の性格や経歴又は特定の犯罪の状況の関連面を重視しない手続きは、究極的な死刑という刑罰を決定する際に人間の種々の弱さから生ずる同情心ないし軽減要素の可能性を考

察しない。「それは特定された犯罪で有罪とされた人々をかけがえのない個々の人間 (unique individual human beings) としてではなく、すべて盲目的に死刑を科せられる顔のない等質の集団 (faceless, undifferentiated mass) として取り扱っている。」死刑事案において第8修正の根底にある人間性に対する基本的な敬意は、死刑という刑罰を科す過程の憲法上不可欠な部分として個々の犯人の性格と記録および特定の犯罪の状況の検討を要求すると判示したのである。

4 このようにみえてくると、本判決の意義と問題点は明らかと思われるが、死刑判決をめぐる詳細な検討は後日に譲ることとし、さしあたり若干の視点を指摘してむすびとしたい。

第1、まず注目されるのは、死刑は拘禁刑とは質的に異なっていることを強調する【3】ウッドソン判決を本判決は繰り返し引用していることである。すなわち、死刑犯罪の範囲の限定によって絶対的な死刑制定法の問題を解決しようとした試みが徒勞である (futility) のは、ウッドソン判決が指摘するように“特定の犯罪者の過去の生活や習慣を考慮せずに同じ法的類型にあるすべての犯罪に同一の刑罰を要求する”という考えに関するわれわれの社会の拒絶反応 (rejection) に由来するとした上で、ファーマン判決において反対した裁判官たちが指摘したように、19世紀の絶対的な死刑制度からの離脱の動きは“個々人の責任は必ずしも犯された犯罪の類型によって測られない”という認識に由来することを強調しているのである。

第2、ホワイ裁判官の反対意見も注目される。本判決で争われたルイジアナ州制定法はウッドソン判決で争われたノース・カロライナ州方と酷似しているだけに賛否に別れた裁判官の構成も全く同じであるが、ホワイ裁判官は本判決では裁判官の陪審への説示を詳細に引用した上で反対論を展開し、さらに死刑と終身刑とを対比しつつ議会で成立した制定法を違憲と判断する裁判所の役割の限界に触れている点で注目されるのである⁵⁾。

第3、合衆国最高裁は2年後のロケット判決⁶⁾

において情状に関する減軽事由を限定するルイジアナ州死刑制定法を違憲と判示した際に、グレッグ関連判決の中でも【3】ウッドソン判決を詳細に引用しつつ、次のように判示した。すなわち、量刑判断者は、被告人が死刑より軽い量刑を求める根拠として提出する被告人の性格や記録のいかなる側面および当該犯罪の状況に関するいかなる側面をも減軽要素として考慮することを妨げられるべきでない、「このことは第8修正および第14修正の要求である。死刑は他のすべての刑罰とは全く異なることに照らし、個別的判断は死刑事案において本質的(essential)であるとの結論を避けることができない。死刑事案における各個人のかけがえのなさに十分敬意を払って(with that degree of respect due the uniqueness of the individual)各被告人を取り扱う必要性は死刑不適用事案におけ

るよりはるかに重要である」と判示したのである。

そして最後に、とりわけ注目されるのは、本判決ではホワイト裁判官の反対意見に同調していたバーガ首席裁判官がロケット判決ではステイヴンズ、パウエル、スチュアートの相対的多数意見に同調した上、自ら判決を言い渡したことであり、この点を重視したのがいわゆるスーパー・デュー・プロセスの提唱者であるMargaret Jane Radinである⁷⁾。

いずれにせよ本判決の意義と問題点を把握するにはファーマン判決からグレッグ関連判例に至るまでの合衆国最高裁判決の徹底的分析が欠かせない。スーパー・デュー・プロセスについて別途検討する⁸⁾際に改めて考えてみたい。

注)

- 1) Woodson v. North Carolina, 428 U. S. 280 (1976). 本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (26)」名城ロースクール・レビュー第27号 (2013年6月)。
- 2) Furman v. Georgia, 408 U. S. 238 (1972) (*per curiam*). 本判決につき、松尾浩也「アメリカにおける死刑」現代法ジャーナル6号 (1972年)、三井誠「米連邦最高裁『死刑違憲判決』の検討」法律時報44巻12号 (1972年)、鈴木義男「アメリカ法律協会の模範刑法典とニューヨーク州の新刑法 (8・完)」法曹時報25巻12号 (1973年) 参照。
- 3) Gregg v. Georgia, 428 U. S. 153 (1976年7月2日)。ファーマン、グレッグ両判決につき、小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ——残虐で異常な刑罰、公平な陪審裁判』(成文堂、2006年) 59頁以下、115頁以下。
- 4) Gregg v. Georgia, *supra*; Proffitt v. Florida, 428 U. S. 242 (1976); Jurek v. Texas, 428 U. S. 262 (1976)。
- 5) なお、本稿執筆時の2013年3月16日に開催された大阪弁護士会主催シンポジウム「終身刑と死刑廃止について考える」において日弁連死刑廃止検討委員会委員長代行(小林修弁護士)による「日弁連の死刑廃止検討委員会の活動報告」に続いてパネルディスカッション〈第1部〉制度論、同〈第2部〉現状論と題するいずれも有益な報告に接した。とりわけ興味深く思われたのは死刑の代替刑としての終身刑導入の是非であり、ホワイト反対意見を想起した次第である。
- 6) Lockett v. Ohio, 438 U. S. 580 (1978). 本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (27)」名城ロースクール・レビュー第27号 (2013年6月)。
- 7) Margaret Jane Radin, Cruel Punishment and Respect of Persons: Super Due Process for Death, 53 S. Cal. L. Rev. 1143 (1985)。
- 8) 小早川義則「スーパー・デュー・プロセスについて」名城ロースクール・レビュー第27号 (本号)。

(2013年3月20日稿)